

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、平成23年9月11日及び同月12日、岩手県副知事宮舘壽喜が岩手県知事の職務を代理する。

平成23年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也